

## 仕 様 書

### 1 件名

デジタルドリル使用に係る契約

### 2 目的

五條市立小・中学校に通う児童生徒の学力向上に向けて A I ドリルを導入し、知識及び技能の確実な習得を目指す。また、A I ドリルを家庭学習の中にも位置付けることで、学習に向かう時間を増加させる。さらに、学習記録のデータ利活用促進の一助とする。

### 3 調達品名

株式会社ベネッセコーポレーション製の「ミライシード」

<内訳>

- ① 「ドリルパーク」
- ② 「テストパーク」
- ③ 「まるぐランド」
- ④ 「カルテ」

### 4 利用期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで

ただし、令和 8 年 2 月 1 日から利用を開始するためにアカウント登録等は令和 8 年 1 月 30 日までに完了すること。

### 5 契約方法

5 年間の長期継続契約

なお、この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約のため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、五條市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、五條市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

### 6 利用場所

学校名	住所
五條市立五條小学校	五條市本町 1 丁目 1 番 4 号
五條市立牧野小学校	五條市中之町 921 番地
五條市立五條東小学校	五條市今井町 1153 番地

五條市立五條南小学校	五條市野原中3丁目5番43号
五條市立五條中学校	五條市下之町50番地
五條市立五條東中学校	五條市今井5丁目7番12号
五條市立五條西中学校	五條市大澤町347番地

## 7 利用者数

- ① 「ドリルパーク」 1416 (小学1年生から中学3年生)
- ② 「テストパーク」 1416 (小学1年生から中学3年生)
- ③ 「まるぐランド」 580 (小学1年生から小学4年生)
- ④ 「カルテ」 1416 (小学1年生から中学3年生)

ただし、令和8年度以降の利用者数は学校基本調査（5月1日）の児童生徒数によるものとする。

また、児童生徒のほかに教員、教育委員会事務局職員が、指導・管理のために必要に応じて利用するが、その費用は児童生徒用アカウント費用に含めるものとする。

## 8 支払方法

年1回払い ※初回は令和8年2月から令和8年3月の2か月分

ただし、令和8年度以降は学校基本調査の児童生徒数が確定したのち、学校教育課とアカウント数を確認の上、請求すること。

## 9 問い合わせ対応

教員または教育委員会事務局職員からの利用方法、質問に係る問い合わせについて、問い合わせ窓口を提示すること。

## 10 その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してその都度定めるものとする。
- (2) 本仕様書を遵守するために要する経費は、すべて受注者の負担とする。